

## 赤穂市総合計画審議会の会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市総合計画審議会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、赤穂市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議の開催は、決定後速やかにホームページ等により周知するものとする。

(会議の議事)

第3条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開する。ただし、出席委員の過半数以上の賛同がある場合は、非公開にすることができる。

(会議録)

第5条 会長は、委員の承認を得て、議事概要を公開する。ただし、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める場合は、非公開の取扱いをすることができる。

(補則)

第6条 この要領に定めのない事項は、会長が会議に諮り別に定める。

付 則

この要領は、平成22年6月25日から施行する。